

Tax

Issue P262/2017 – 2017年7月3日
(日本語翻訳版)

Tax Analysis

資産管理業界に対する増値税 の徴収に関する新规定： 財税[2017]56号通達

Authors:

Beijing
Natalie Yu
Partner
Tel: +86 10 8520 7567
Email: natyu@deloitte.com.cn

Shanghai
Anna Chen
Director
Tel: +86 21 6141 1419
Email: annachen@deloitte.com.cn

Beijing
Phoebe Li
Senior Manager
Tel: +86 10 8520 7681
Email: haowenli@deloitte.com.cn

Jia Li
Senior Manager
Tel: +86 10 8520 7588
Email: jiajli@deloitte.com.cn

財政部と国家税務総局は2017年6月30日に共同で財税[2017]56号通達¹（以下、「56号通達」）を公布し、資産管理商品の運營業務に3%の徴収率に基づく増値税簡易課税方式が適用されること、及び資産管理商品に対する増値税の徴収開始を2018年1月1日に延期することを明らかにした。56号通達は、資産管理商品に対する増値税の徴収原則と申告方式について重要な明確化と補足説明を行うものであり、徴収開始の再度延期を通じて資産管理商品の管理者に準備作業を進めるための十分な時間を提供しており、140号通達²の順調な施行を確保するための土台を作った。

56号通達のキーポイントは下記の通りである。

1、資産管理商品及びその管理者の範囲

56号通達の第1条において、56号通達の適用対象となる資産管理商品及びその管理者の範囲について規定されている。

	適用範囲
資産管理商品の管理者	銀行、信託会社、公募ファンド管理会社及びその子会社、証券会社及びその子会社、先物取引会社及びその子会社、私募ファンドの管理者、保険資産管理会社、専門保険資産管理機構、養老保険会社
資産管理商品	銀行理財商品、資金信託（集合資金信託と単一資金信託を含む）、財産権信託、公募証券投資ファンド、特定顧客資産管理計画、集合資産管理計画、定向資産管理計画、私募投資ファンド、債券投資計画、持分投資計画、持分・債権連携型投資計画、資産支持計画、組合類保険資産管理商品*、養老保障管理商品

¹ 中国語版全文：http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201706/t20170630_2635146.html

² デロイトのTax Analysis P254/2016を参照されたい：<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/ta-2016/deloitte-cn-tax-tap2542016-jp-170109.pdf>

注：組合類保険資産管理商品とは、保監資金[2016]104号通達の規定に基づき立ち上げた保険資産管理商品を指す。

上述のように、56号通達の適用対象となる資産管理商品及びその管理者の範囲に関する規定は、各業態の規制当局による資産管理商品の判定基準を参考に設けられており、金融機関が市場で販売する資産管理商品のほとんどは56号通達の適用対象となっている。

56号通達の適用性判断については、資産管理商品の法的形態別に規定されていない。現在、市場に存在する資産管理商品の大部分は契約制のものであるが、その中の私募投資ファンドは、契約制のほか、パートナーシップ制や会社制のものも存在する。一般的な認識として、140号通達と56号通達は、主に大部分の契約制資産管理商品を対象とするものであり、これに対して、パートナーシップ制や会社制の私募投資ファンドに関する増値税の取り扱いは、既に140号通達と56号通達の公布前において明確である。そのため、パートナーシップ制や会社制の私募投資ファンドが56号通達の適用対象に含まれるか否かは、追って明確化が待たれる。

また、資産管理業界における高速発展の特徴や製品の多様性を考慮し、業界の発展状況に合わせた適用範囲拡大への布石として、56号通達に「財政部と国家税務総局が規定したその他の資産管理商品及びその管理者」という、適用対象に関する雑則的規定が設けられている。

2、資産管理商品に3%の徴収率に基づく増値税簡易課税方式が適用される

資産管理商品は独立した納税実体ではなく、経済的観点から見て、その運営過程で取得した収入は最終的にその投資家、管理者、及びその他の関連主体に分配される。資産管理商品に多層的な構造が多用されていることから、140号通達の公布後、資産管理商品に対する二重課税問題をどのようにして解消するかは、業界の注目を集めた。また、管理者が取得した管理サービス費について、資産管理商品別の仕入税額控除が認められた場合において、管理者と資産管理商品は同一の納税主体であることから、管理者が自身に発票を発行することの実行可能性、及び複数の資産管理商品のために発生した仕入税額をどのようにして各商品に振り分けるかなど問題は、140号通達の順調な施行を確保する上でのチャレンジとなる。

56号通達の第1条に、「資産管理商品の運営過程で取得した増値税課税収入に、3%の徴収率に基づく簡易課税方式が適用される」と規定されている。当該処理方法を採用する場合、一般課税方式適用時に必要となる発票の受取と認証、及び税額控除手続きが不要となり、資産管理商品に関する納税手続きを大幅に簡略化することができる。また、簡易課税方式を採用する場合、仕入税額控除はできないが、資産管理商品の仕入税額が比較的に小さいため、6%の税率に基づく一般課税方式（即ち6%の税率に基づき売上税額を徴収する一方、仕入税額控除を認める方法）よりも、3%の徴収率に基づく簡易課税方式を適用したほうが、個々の資産管理商品から見て、増値税の税負担が低くなる可能性がある。

3、管理者による資産管理商品の運営業務とその他業務の区分計算及び納税

56号通達の第2条と第3条に、下記の通り規定されている：

「管理者は、投資家から受けた委託或いは信託に基づき提供する対象資産の管理サービス、及び関連者で発生する資産管理商品の運営業務を除いた増値税課税行為（以下、「その他業務」）について、現行の規定に従い増値税を納付する。

管理者は、資産管理商品の運営業務とその他業務を分けて、売上高と増値税納付税額の区分計上を行わなければならない。区分しない場合、資産管理商品の運営業務に増値税簡易課税方式を適用してはならない。」

上述の規定は、資産管理商品の運営過程で発生する増値税課税行為について明確化したものであり、資産管理商品の運営業務と、資産の管理者として提

For more information, please contact:

**Global Financial Service Industry
National Tax & Legal Leader**
Hong Kong
Patrick Yip
Partner
Tel: +852 2852 1618
Email: patyip@deloitte.com.hk

Deputy Leader / Northern China
Beijing
Natalie Yu
Partner
Tel: +86 10 8520 7567
Email: natyu@deloitte.com.cn

Eastern China
Shanghai
Johnny Foun
Partner
Tel: +86 21 6141 1032
Email: jfoun@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland)
Shenzhen
Shanice Siu
Partner
Tel: +86 755 3353 8389
Email: shsiu@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)
Candy Chan
Partner
Tel: +852 2852 5886
Email: cancha@deloitte.com.hk

Anthony Lau
Partner
Tel: +852 2852 1082
Email: antlau@deloitte.com.hk

Jonathan Culver
Partner
Tel: +852 2852 6683
Email: jculver@deloitte.com.hk

Western China
Chongqing
Jun Li
Director
Tel: +86 23 8823 1205
Email: juncqli@deloitte.com.cn

Tax Management Consulting
Shanghai
Jianfeng Ye
Partner
Tel: +86 21 2316 6015
Email: jfye@deloitte.com.cn

供する管理サービスなどの「その他業務」には、異なる増値税課税方式が適用される可能性を示唆するものである。即ち、資産管理商品の運営業務には簡易課税方式を適用し、3%の徴収率に基づき増値税を徴収するのに対して、管理者が委託に基づき提供する管理サービスなどの「その他業務」には一般課税方式を適用し、6%の適用税率に基づき増値税を徴収する。また、管理者は上述二種類の業務を分けて、売上高と増値税納付税額の区分計上を行わなければならない、区分しない場合、一律に一般課税方式を適用し、6%の適用税率に基づき増値税を徴収するよう規定されている。

4、資産管理商品の運営業務について、売上高と増値税納付税額を資産管理商品別に独立採算するか合算するかは選択可能

一人の管理者が複数の資産管理商品を同時に管理しているケースがよく見られるが、それは増値税関連の管理に大きなチャレンジをもたらしている。例えば、金融商品の売買業務に関わった複数の資産管理商品は、商品を跨って損失と利益の相殺処理ができるか否か、資産管理商品の資金側と資産側に期間ミスマッチが存在する場合、管理者がどのようにして収益と税負担を合理的に各商品に振り分け、且つ順次に期限到来を迎える商品における利益率の安定を確保するかなどの問題が挙げられる。資産管理商品の監督管理要求及び運営方式の面で、各資産管理者はそれぞれユニークな特徴を有すこと考慮し、56号通達の第4条において、柔軟な対応策として、資産管理商品の運営業務について、売上高と増値税納付税額を資産管理商品別に独立採算するか、合算するかを選択できる権利を管理者に与えている。

5、資産管理商品に関する納税期限と申告方式の明確化

56号通達の第5条において、「管理者は規定の納税期限内に、資産管理商品の運営業務及びその他業務について、増値税の合算申告納付を行わなければならない」と規定されている。

この規定により、まず、資産管理商品の納税期限とその管理者の納税期限は一致することが明確化されており、即ち、財税[2016]36号通達（以下、「36号通達」）の規定に基づき、銀行、金融会社、信託投資会社、信用組合などの納税者は自身の管理下にある資産管理商品について、四半期ごとに増値税の申告納付を行い、その他の管理者は原則として、月次に増値税の申告納付を行う。次に、資産管理商品の増値税申告方式について、資産管理商品の運営業務とその他業務に分けて、それぞれ合算申告を行うことが明確化されている。

6、徴収開始を2018年1月1日に延期

財税[2017]2号通達³に続き、56号通達により、資産管理商品に対する増値税の徴収開始は2018年1月1日に延期された。即ち、2018年1月1日以前に発生した資産管理商品の運営業務関連の増値税課税行為に対して、増値税未納の場合には納付を行わないこととし、納付済みである場合には関連の税額を以降の増値税納付税額から控除できるよう規定されている。

56号通達により、資産管理商品に対する増値税の徴収開始が更に半年延期されたことで、管理者が関連の会計処理、資産価値評価、及び契約書管理、システム改造などを含む増値税コンプライアンス作業を進めるための十分な時間を確保できることになった。

考察及びアドバイス

従来の営業税体系の下では、資産管理商品に関する納税関係の取り扱い是不明瞭だったこともあり、「資産管理商品の運営過程で発生した増値税の課税については、資産管理商品の管理者が増値税の納税義務者となる」ことを明らかにした140号通達は、公布された時から資産管理業界の関心を集めた。業界の主な要望として、資産管理商品及びその管理者に関する納税主体認定

**Asia Pacific Indirect Tax
Services Leader**
Hong Kong
Sarah Chin
Partner
Tel: +852 2852 6440
Email: sachin@deloitte.com.hk

Northern China
Beijing
Yi Zhou
Partner
Tel: +86 10 8520 7512
Email: jchow@deloitte.com.cn

Eastern China
Shanghai
Liquan Gao
Partner
Tel: +86 21 6141 1053
Email: ligao@deloitte.com.cn

Southern China
Guangzhou
Janet Zhang
Partner
Tel: +86 20 2831 1212
Email: jazhang@deloitte.com.cn

Western China
Chongqing
Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Email: ftang@deloitte.com.cn

³ デロイトのNewsFlashを参照されたい: <https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/tax-newsflash/deloitte-cn-tax-newsflash-bilingual-170112.pdf>

の明確化、納税方式に関する実務手続きの明確化、及び資産管理商品とその管理者に対する潜在的な二重課税の回避が挙げられている。

56号通達により、資産管理商品の運營業務に3%の徴収率に基づく簡易課税方式が適用されることが明らかになり、資産管理商品に関する発票発行手続きの簡素化、及び多層的な商品構造によって引き起こされる潜在的な二重課税の回避に有利である。資産管理商品に対する増値税の徴収開始が2018年1月1日に延期されたことで、管理者がコンプライアンス対応のための十分な時間を確保できた。また、徴税の要求と業界の実情の両方を配慮した柔軟な対応策として、資産管理商品の運營業務について、売上高と増値税納付税額を資産管理商品別に独立採算するか合算するか選択できる権利を管理者に与えた。そのため、概括的な規定を提示した140号通達と比べて、56号通達はより具体的で実務に主眼を置いたものであり、140号通達の順調な施行に寄与することが期待されている。

ただし、実務の観点から見て、56号通達において明らかにされていない問題がなお一部存在し、追って財政部、税務機関、或いはその他の関係部門による明確化が待たれる。関係企業には、下記の留意事項を提示する。

1、管理者が資産管理商品の納税義務者であることに関する法律規定の記述

資産管理業務の本質は、他人の委託に基づき、その財産の管理を代行することである。そのため、管理者は委託対象である財産と自身の財産を区分した上で管理し記帳する必要がある。また、一部の法律法規において、管理者と委託者の間の委託関係について明確に規定されている。例えば、証券投資基金法において、「基金財産投資に関する税金は、基金持分の保有者が負担し、基金の管理者或いはその他の源泉徴収義務者が国家による租税徴収の規定に基づき、関連の源泉徴収を行う」と規定されている。一方、140号通達において、「資産管理商品の管理者が増値税の納税義務者である」と規定されている。140号通達における当該規定と関連のその他の法律・法規の規定との間に、ある程度の矛盾が存在する可能性がある。関連者が資産管理商品に関する契約書や投資家向け声明などの法律文書を作成するにあたって、税金関連の条項に関する表現に留意し、慎重を期すことで、資産管理商品の税負担について投資家との論争に発展することを避ける必要がある。

2、異なる資産管理商品の間における税負担のバランス化

36号通達の規定により、証券投資ファンドの管理者がファンドを運用して株式、債券を売買して取得した収入は増値税の免税対象である。また、証券投資ファンドが金融機関発行の債券を保有することで得た利息収入も増値税の免税対象である。その他の資産管理商品は上述した免税政策の適用対象外であるため、資産管理商品の間に税負担の差異が発生する可能性がある。更に、140号通達において、「納税者が資産管理商品を期限到来まで保有する行為は、36号通達において定められた“金融商品の譲渡”に該当しない」と明確に規定されているが、期限が設定されていない金融商品の償還を受ける行為を「期限到来まで保有する行為」と見なすことができるか否かは、56号通達において言及されていない。その原因で、期限が設定されている金融商品と期限が設定されていない金融商品の間に、免税適用の対象であるか否かの違いによる税負担の差異が発生する可能性がある。関係企業は、上述の事項に関する後続の政策動向について留意する必要がある。

3、資産管理商品の純資産額の開示

通常、資産管理商品の運營業務に関する税金は管理者ではなく、最終的に投資家が負担することになるため、資産管理商品の価値を評価するにあたって、増値税の影響を考慮する必要がある。特に、資産管理商品の純資産額を毎日に計算し開示する必要がある場合、増値税の徴収は情報開示上、新たなチャレンジをもたらす。各金融機関の開示する純資産額データの間、税金関係で差異が出た場合、情報開示上の不備となり、商品の価値評価に依存する投資方針の策定に重大な影響を及ぼす可能性がある。

4、期を跨ぐ資産管理商品に関する取り扱い

資産管理商品による投資は連続性を有するため、増値税の徴収開始日以前に投資した資産について、収入の認識或いは増値税課税収入の計算上、問題が発生する可能性がある。例えば、資産管理商品を運用して企業に資金を貸し付け、増値税の徴収開始日以降に貸付利息の全額を一括で取得した場合、実際に取得した利息全額に対して増値税を納付すべきか、56号通達において規定された徴収開始日以降に発生した分の利息のみに対して増値税を納付すべきか。また、資産管理商品を運用して公開市場で株式、債券、デリバティブなどの売買取引を行い、増値税の徴収開始日以前に買い入れ、徴収日以降に売り出した場合、購入価格は買い入れた時点と徴収開始時点のどちらの価格に準拠するか。徴収開始日以前に発生した金融商品売買による損失は、徴収開始日以降に発生した金融商品売買による収益から控除することができるか否か。上述の問題について明確で合理的な解決策が提示されない限り、実務において、管理者の間に存在する法規に対する理解或いはリスク対応方針の差異により、資産管理商品の間に納税方式の差異が発生し、そこから資産管理商品の間或いは投資家の間における税負担の偏りに繋がる可能性がある。

5、自動化システムによるコンプライアンスソリューション

管理者が膨大な数の資産管理商品を掛け持ち、その税務処理が複雑なものとなるケースが多い。その場合、情報技術を活用しなければ、業務遂行が困難を極める。更に、増値税のコンプライアンス管理は専門性が高く、業務類型の識別、

納税義務の判断、税額の計算、発票の管理、税額の申告納付など多くの段階に関わる。そのため、単一のシステムでは、増値税のコンプライアンス管理の自動化に対応しきれず、効率向上とリスクコントロールを実現するためには、管理者による各段階の業務における機能とデータの流れに対応したシステムを複数組み上げ、そこから一貫性のあるエンドツーエンドのシステムソリューションを構築する必要がある。また、金融業における増値税改革についてサポートサービスを提供してきたデロイトの経験から見て、今後 1~2 年の間に税法の面で更なる政策調整が行われる可能性があるため、それに対応できる拡張性を残した設計を図ることで、システムの寿命を伸ばす必要がある。更に、情報化改造は業務、財務、運営、IT などの複数部門の共同作業が必須であるため、事前計画と効果的な統括調整が必要である。

資産管理商品に関する増値税の新規定への対応は、複雑で規模の大きい任務であり、徴収開始までまだ半年の間があるものの、資産管理商品の管理者、特にコンプライアンス対応をまだ開始していない管理者にとって、時間にそれほどの余裕が残されていない可能性がある。資産管理商品の管理者には、下記の面から着手して、増値税徴収管理方式の変化に対応するよう推奨する。

- 資産管理商品の内容或いは関連の契約書を整理し、納税義務の判断を行うこと。
- 資産管理商品に関する法律文書（商品/計画に関する契約書、説明書、定向/集合/専項資産管理契約書、サービス契約書など）の更新を行うこと。
- 資産管理商品に関する取引先（資産管理商品の委託者、投資家、カストディアンなどのサービス機構、財務コンサルタント、顧問弁護士など）との連絡文書、及び後続の管理プロセスを作成すること。
- 資産管理商品の増値税試算方法及び価値評価方法を調整すること。
- 資産管理商品の発票発行及び管理プロセスを設計すること。
- 資産管理商品の増値税申告管理プロセスを制定し、データ収集テンプレートを設計し、納税申告の関連規定を企業の増値税管理制度に組み込むこと。
- 増値税管理に関するコンプライアンスシステムソリューションを考案し、価値評価、税額試算、発票管理、納税申告などに関するシステム改造を行うこと。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

Beijing

Andrew Zhu

Partner
Tel: +86 10 8520 7508
Fax: +86 10 8518 1326
Email: andzhu@deloitte.com.cn

Chengdu

Frank Tang / Tony Zhang

Partner
Tel: +86 28 6789 8188
Fax: +86 28 6500 5161
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Chongqing

Frank Tang / Tony Zhang

Partner
Tel: +86 23 8823 1208 / 1216
Fax: +86 23 8859 9188
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Dalian

Bill Bai

Partner
Tel: +86 411 8371 2888
Fax: +86 411 8360 3297
Email: bilbai@deloitte.com.cn

Guangzhou

Victor Li

Partner
Tel: +86 20 8396 9228
Fax: +86 20 3888 0121
Email: vicli@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu / Fei He

Partner / Director
Tel: +86 571 2811 1901
Fax: +86 571 2811 1904
Email: qilu@deloitte.com.cn
fhe@deloitte.com.cn

Harbin

Jihou Xu

Partner
Tel: +86 451 8586 0060
Fax: +86 451 8586 0056
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Hong Kong

Sarah Chin

Partner
Tel: +852 2852 6440
Fax: +852 2520 6205
Email: sachin@deloitte.com.hk

Jinan

Beth Jiang

Partner
Tel: +86 531 8518 1058
Fax: +86 531 8518 1068
Email: betjiang@deloitte.com.cn

Macau

Raymond Tang

Partner
Tel: +853 2871 2998
Fax: +853 2871 3033
Email: raytang@deloitte.com.hk

Nanjing

Frank Xu / Rosemary Hu

Partner
Tel: +86 25 5791 5208 / 6129
Fax: +86 25 8691 8776
Email: frakxu@deloitte.com.cn
roshu@deloitte.com.cn

Shanghai

Eunice Kuo

Partner
Tel: +86 21 6141 1308
Fax: +86 21 6335 0003
Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Shenyang

Jihou Xu

Partner
Tel: +86 24 6785 4068
Fax: +86 24 6785 4067
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Shenzhen

Victor Li

Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Suzhou

Maria Liang / Kelly Guan

Partner
Tel: +86 512 6289 1328 / 1297
Fax: +86 512 6762 3338
Email: mliang@deloitte.com.cn
kguan@deloitte.com.cn

Tianjin

Andrew Zhu

Partner
Tel: +86 22 2320 6688
Fax: +86 22 8312 6099
Email: andzhu@deloitte.com.cn

Wuhan

Gary Zhong

Partner
Tel: +86 27 8526 6618
Fax: +86 27 6885 0745
Email: gzhong@deloitte.com.cn

Xiamen

Jim Chung / Charles Wu

Partner / Director
Tel: +86 592 2107 298 / 055
Fax: +86 592 2107 259
Email: jjchung@deloitte.com.cn
chwu@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader

Ryan Chang

Partner
Tel: +852 2852 6768
Fax: +852 2851 8005
Email: ryanchang@deloitte.com

Northern China

Julie Zhang

Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 8518 1326
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Northern China

Kevin Zhu

Director
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland/Macau)

German Cheung

Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0121
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner
Tel: +86 23 8823 1216
Fax: +86 23 8859 9188
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at wanluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.

About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 244,400 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

©2017. For information, contact Deloitte China.